

みよし市避難行動要支援者支援マニュアル



平成28年4月改訂

みよし市福祉部福祉課

－ 目 次 －

第 1 章 基本的事項

1 背景と目的	1
2 用語の解説	1
(1) 要配慮者	1
(2) 避難行動要支援者	3
(3) 避難行動要支援者名簿	3
(4) 避難行動	3
(5) 避難支援等関係者	3
(6) 地域支援者	3
(7) 自主防災会	3
3 市・地域・個人の役割	3
(1) 市の役割（公助）	4
(2) 地域の役割（共助）	4
(3) 個人の役割（自助）	4

第 2 章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者名簿とは	6
2 避難行動要支援者となる方	6
(1) 避難にあたり支援が必要な状態	7
(2) 避難行動要支援者とならない方	7
3 避難行動要支援者名簿作成の流れ	7
(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法	7
(2) 名簿に記載する事項	8
(3) 名簿情報の更新	8
(4) 名簿情報のバックアップ	8

第3章 避難支援等関係者の業務

1 避難支援等関係者・地域支援者の事前の備え	9
（1）災害に対する知識を得る	9
（2）自分の身を守る方法を知る	9
（3）家庭の災害対策をしておく	9
2 避難にあたり支援が必要の方の名簿登録	10
（1）申請方法	10
（2）申請時期	10
（3）記載要領	10
3 名簿情報の提供について	14
（1）名簿情報の提供についての同意	14
（2）名簿情報の提供に不同意であった方への避難支援	14
（3）名簿情報の管理	14
（4）名簿情報の位置づけ	15
4 避難行動要支援者の個別計画の作成	15
（1）個別計画作成の目的	15
（2）個別計画の作成者	15
（3）個別計画の作成手順	15
（4）個別計画の作成期限	20
（5）個別計画の管理	20
（6）個別計画の更新	20

第4章 平常時の支援活動

1 家庭での備え	21
（1）自宅の安全確保	21
（2）食料や生活用品の備蓄	22
2 避難場所と避難経路の確認	24
（1）避難場所の確認	24
（2）避難経路の選定	24
3 情報伝達体制の確認	25
（1）情報の伝達手段	25
（2）情報入手が困難な方への対応	25

4 防災訓練への参加	2 6
（1）防災訓練の成果	2 6
（2）安否確認訓練の実施	2 6
（3）避難訓練の実施	2 6

第5章 災害時の支援活動

1 災害時の避難支援の流れ	2 7
2 自宅と家族の安全確保	2 8
3 安否確認	2 8
（1）安否確認の要否の判定	2 8
（2）安否確認の実施	2 8
（3）安否情報の集約	2 9
4 避難のための情報伝達	2 9
（1）情報の伝達	2 9
（2）情報入手が困難な方への対応	2 9
（3）デマへの対応	2 9
5 避難行動	3 0
（1）避難が必要な状況	3 0
（2）避難の実施	3 1
（3）避難経路	3 1
（4）避難誘導	3 1
（5）避難の手段	3 1
6 避難所における支援	3 2
（1）避難所への引継ぎ	3 2
（2）避難所運営における配慮	3 2
（3）福祉避難所の確保	3 3
（4）在宅の火庵行動要支援者への支援	3 3

○関係マニュアル一覧	3 3
-------------------	------------

第1章 基本的事項

1 背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、約2万人もの死者・行方不明者を出し、被災地全体では65歳以上の高齢者の死者数が6割であり、障がい者の死亡率は地域によっては被災地全体の死亡率の約2倍との報告もされています。

また、避難支援に従事した消防団員や民生児童委員など支援者自身も避難が遅れ、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生児童委員の死者・行方不明者は56名にのぼりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、平成25年8月には内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

これらの法改正や指針を受け、近い将来、この地方に甚大な被害を及ぼすことが予想されている南海トラフ巨大地震や、近年国内で多発している風水害から行政と地域が一体となって避難行動要支援者の支援を行う体制を整えるために「みよし市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。

この計画の実行性を高めるため本マニュアルを作成し、平常時および災害時の避難支援体制を推進します。

2 用語の解説

このマニュアルにおける基本的な用語の意味は次のとおりです。

(1) 要配慮者

災害が発生したり、災害が発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に配慮が必要な方で、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人など、災害に関する情報の入手や伝達、または理解することが困難であったり、身を守る行動や避難をすることが困難な方です。

【要配慮者別の配慮を要する事項】

種 別	特 徴	配慮すべき事項
一人暮らし高齢者	・ 健康であっても身体機能は低下している。	・ 地域で孤立しがちなので、安否確認や避難の声かけ等に配慮する。 ・ 身体機能の状態によっては避難支援が必要な場合がある。

種 別	特 徴	配慮すべき事項
寝たきり高齢者	・ 自力での行動が困難。	・ 避難する際に車椅子、リヤカーなどの搬送用具が必要になる。 ・ 医療機関との連絡体制を確認しておく。 ・ 避難支援が必要である。
認知症高齢者	・ 自分で情報を理解したり避難の判断が困難。 ・ 自分の状況を周囲に伝えることが困難。	・ 移動に問題がなくても一人で行動させないようにする。 ・ 避難支援が必要である。
視覚障がい者	・ 視覚による情報の入手や危険察知が困難。 ・ 迅速な避難が困難。	・ 音声による情報伝達が必要となる。 ・ 住み慣れた自宅であれば一人で行動できるため、避難所へ行かずに済む対策が必要。 ・ 避難支援が必要である。
聴覚障がい者 音声・言語障がい者	・ 音声による情報の入手や危険察知が困難。 ・ 自分の状況を周囲に伝えることが困難。	・ 文字情報による情報伝達が必要となる。 ・ 避難をするために支援者が情報を伝える必要がある。
肢体不自由者	・ 自力での行動が困難な場合が多い。	・ 避難する際に車椅子、リヤカーなどの搬送用具が必要になる。 ・ 医療機関との連絡体制を確認しておく。 ・ 避難支援が必要である。
内部障がい者 難病患者	・ 外見では障がいかわかりにくい場合がある。 ・ 特定の医薬品や医療機器、食品が必要な場合がある。	・ 医療機関との連絡体制を確認しておく。 ・ 避難所で特定の医薬品や医療機器、食品の確保が必要になる。 ・ 避難支援が必要な場合がある。
知的障がい者	・ 情報を入手したり判断することが困難。 ・ 環境の変化へ順応することが苦手でパニックになる場合がある	・ 障がいのタイプに個人差が大きいので、家族との相談が必要。 ・ 大勢の中での行動が苦手で、避難所では個室や間仕切りの確保が望ましい。 ・ 知的障がい者に知識のある支援者が望ましい。 ・ 避難支援が必要な場合がある。
精神障がい者	・ 環境の変化へ順応することが苦手でパニックになる場合がある ・ 薬の継続的服用が必要な場合が多い。	・ 大勢の中での行動が苦手で、避難所では個室や間仕切りの確保が望ましい。 ・ 精神障がい者に知識のある支援者が望ましい。 ・ 医療機関との連絡体制を確認しておく。 ・ 避難支援が必要な場合がある。
妊産婦	・ 迅速な避難が困難な場合がある。	・ 医療機関との連絡体制を確認しておく。 ・ 避難支援が必要な場合がある。
乳幼児	・ 自分で状況判断したり避難することが困難。	・ 家族構成によっては避難支援が必要な場合がある。 ・ 避難所での衛生管理に配慮が必要。
外国人	・ 日本語での情報を入手したり判断することが困難。	・ 多言語による情報伝達手段の確保が必要。

（２）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自分や家族の力では避難することが困難で、円滑で迅速な避難を行うために特に支援を要する方です。

（３）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の氏名・住所・性別・生年月日・避難支援を要する事由などが記載された名簿で、災害対策基本法により市で作成することが義務づけられています。

（４）避難行動

避難行動とは、災害時に避難場所など安全を確保できる場所へ避難することです。

（５）避難支援等関係者

避難支援に携わる関係者で、災害時の支援だけでなく平常時からの支援活動に関わっていきます。みよし市地域防災計画において、自主防災会、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署を指定しています。

避難行動要支援者の同意を得た後に、避難行動要支援者名簿が提供されます。

避難支援等関係者のうち、尾三消防本部と豊田警察署については、災害時の救助活動のための事前の情報提供であり、平常時から地域での支援活動に直接関わるのは自主防災会と民生児童委員となります。

（６）地域支援者

災害時に避難行動要支援者の避難の手助けを実際に行う方です。

（７）自主防災会

「自分たちの地域は自分たちで守る」の精神に基づいて各行政区で設置されている防災活動の組織です。平常時は地域の防災体制の推進、防災用品の整備、防災訓練の開催などを行い、災害時は地域での安否確認や救助活動、避難所の運営を行います。

３ 市・地域・個人の役割

大規模災害により市内全域で被害が発生すると、市役所や消防署は様々な災害対応業務に当たることになり、地域での支援活動を行う十分な人員を確保できません。また、市や消防の職員も被災するために、迅速な対応を取ることが困難になると予想されます。

そのため、災害時の避難支援は行政による「公助」だけでなく、自分自身や家族による「自助」、地域による「共助」のそれぞれが役割を果たすことが大切です。

(1) 市の役割（公助）

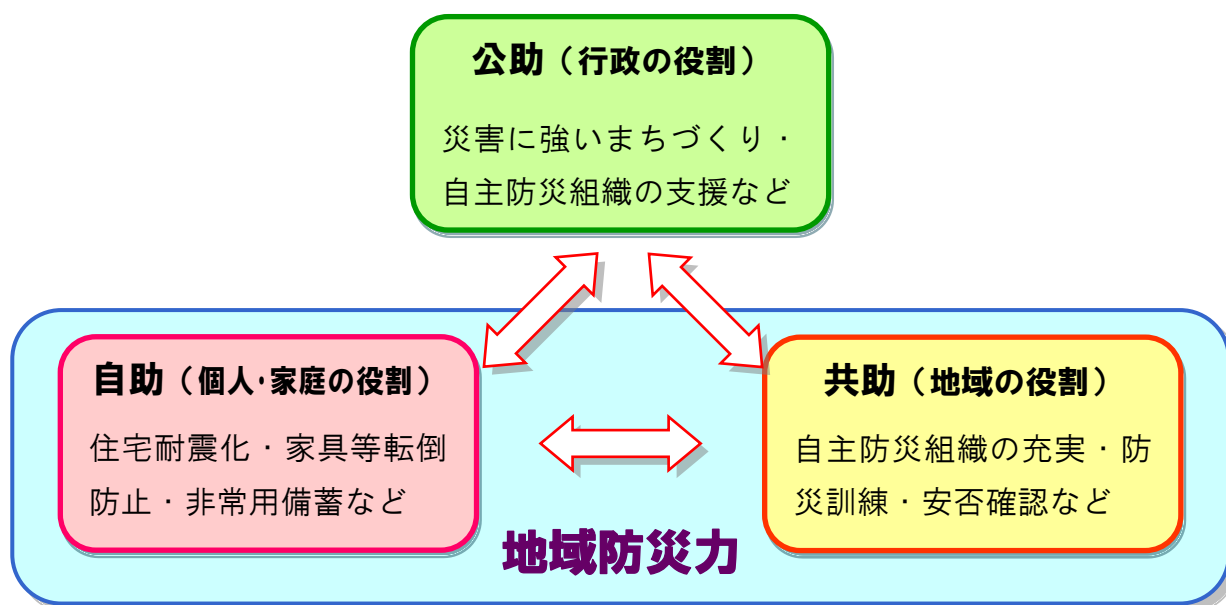
避難行動要支援者名簿の作成、道路や橋梁、公共施設などの耐震化、防災行政無線や避難所の整備、無料耐震診断や耐震改修補助など、災害時に被害を最小限にするための災害に強いまちづくりです。

(2) 地域の役割（共助）

「地域のことは地域で守る」の考えのもと、自主防災会を中心とした地域住民で力を合わせて安否確認や救助活動、初期消火などを行います。また、平常時から災害に備えて避難行動要支援者の個別計画を作成したり、防災訓練の実施、災害対策資機材の整備を行います。

(3) 個人の役割（自助）

行政や地域がいくら災害対策を行っても、災害が発生した瞬間に住民一人ひとりの身を守ることはできません。「自分の身は自分で守る」の考えのもと、自宅の耐震性を確保するとともに、家具などの転倒防止や災害用備蓄に努め、災害時に自宅で安全が確保できるように努めます。



【要配慮者支援における自助、共助、公助の主な役割】

区 分	平常時	災害時
自 助 避難行動 要支援者	・ 災害時に避難するリスクを減らすため住宅の耐震改修、家具等転倒防止、災害用備蓄品の用意をする。 ・ 避難に備え、非常持出袋の用意、避難路や避難場所の確認をする。 ・ 避難支援を受けられるよう避難行動要支援者名簿への登録を申請する。	・ できる限りの身を守る行動を取る。 ・ できる限りの情報収集をする。 ・ 避難支援者に必要な支援や配慮して欲しいことを伝達する。
共 助 自主防災 組織等	・ 避難行動要支援者を把握する。 ・ 避難行動要支援者の具体的な避難支援方法を検討し個別計画を作成する。 ・ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援を取り入れた防災訓練を実施する。 ・ 災害時の自主防災活動について体制を整える。	・ 自分や家族の安全確保をする。 ・ 避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行う。 ・ 避難行動要支援者へ情報伝達を行う。 ・ 個別計画を活用し、避難行動要支援者の避難支援を行う。 ・ 避難所の運営を行う。
公 助 行政	・ 避難行動要支援者名簿を作成し、同意者の名簿を避難支援等関係者に提供する。 ・ 自主防災組織の育成を行う。 ・ 災害用備蓄品や避難所資機材を整備する。 ・ 地震対策アクションプランを策定し、災害に強いまちづくりを進める。	・ 非常配備体制により応急対策や救助活動を行う。 ・ 避難所の開設をする。 ・ 多様な手段を活用して、災害に関する情報や避難に関する情報を伝達する。 ・ 支援物資の調達を行い、在宅被災者を含む避難者に提供する。

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者名簿とは

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高齢者や障がい者の死亡率が高く、また、消防団員や民生委員などの支援者も大勢が犠牲となりました。その教訓を踏まえ、平成25年6月に改正された災害対策基本法により避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

避難行動要支援者名簿とは、災害時に自らの力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難支援、その他避難行動要支援者の生命や身体の保護のために必要な措置を実施するための基礎となるものです。

2 避難行動要支援者となる方

対象者は、災害時に配慮が必要な要配慮者のうち、家族を含めて第三者の支援を受けなければ避難行動を取ることが難しいと考えられる方を市が抽出するために一定の基準を設けたものです。

ただし、避難行動要支援者名簿作成の趣旨は、自ら避難行動を取ることが困難な方を地域で支援するためのものであり、障がい者や要介護者の救助に限定するものではありません。したがって、対象者は柔軟に対応することとし、自ら名簿への掲載を求める方や避難支援等関係者が名簿への掲載を求める方も対象とします。

【みよし市地域防災計画で規定する対象者】

- (ア) 身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、視覚障がいの程度が1級もしくは2級、または聴覚障がいの程度が1級もしくは2級の者
- (イ) 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定の者
- (ウ) 在宅の要介護高齢者であって、介護保険法に規定する要介護状態区分の3から5までに認定される者
- (エ) 難病患者で、自ら避難することが困難な者
- (オ) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者
- (カ) 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者

旧制度の災害時要援護者制度では「一人暮らし高齢者」を対象としていましたが、一人暮らし高齢者が一律に避難支援が必要とは限らないため、対象者としては規定せず、必要であれば（オ）（カ）の要件で名簿に登録していただきます。

(1) 避難にあたり支援が必要な状態

支援が必要な状態とは次のいずれかの状態をいいます。

- ・ 1人で避難場所まで行く身体能力がない。
- ・ 避難のきっかけとなる災害情報や避難情報があっても視覚や聴覚で入手することができない。または入手できても理解して避難行動に結びつけることができない。
- ・ 上記の場合で、家族の介助があっても避難行動を取ることが困難。
- ・ 家族の介助があれば避難行動は取れるが、家族が不在の時間がある。

災害が発生した瞬間に身を守るための支援を地域支援者が行うことは不可能です。ここでいう避難とは、災害発生後、または災害発生のおそれがあるときに、自宅から避難場所へ避難する行動のことをいいます。

(2) 避難行動要支援者とならない方

避難行動要支援者は、災害時に地域支援者によって避難支援を受けることとなりますが、支援を行う人員にも限りがあることから対象者には優先順位づけが必要であり、原則として次の方は対象としません。

- ・ 自らの判断により、自力で避難場所へ行くことができる。
- ・ 常時、家族等の避難支援を受けられる状態にあり、家族等の介助だけで避難場所へ行くことができる。
- ・ 医療機関や福祉施設等に入院・入所している。

- ・ みよし市は津波の心配がないため、地震発生直後に医療機関や福祉施設等から直ちに避難場所へ避難する緊急性はありません。
- ・ 避難所には医療や介護の専門スタッフがいませんし、支援物資で医薬品や介護用品等の確保ができるとは限りません。基本的には施設に留まる方が安全です。
- ・ 地域支援者で安否確認をする必要がありません。

- ・ グループホームについては、在宅と同じ状況で生活をしており、入居者に対してスタッフも少ないため、在宅者として取扱います。

3 避難行動要支援者名簿作成の流れ

名簿は次の手順により作成します。

(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項および第4項の規定に基づき、要介護者や障がい者といった市で把握している情報は関係部局から収集し、難病患者に係る情報は愛知県知事に情報提供を求めます。

また、登録を希望する方から提出された同意書で情報を把握します。

(2) 名簿に記載する事項

名簿に記載する避難行動要支援者に関する情報は次のとおりです。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由（障がいや要介護の程度等）
- ⑦ その他避難支援等の実施に際し市長が必要と認める事項

(3) 名簿情報の更新

避難行動要支援者の状態は常に変化しうることから、年に1回以上の名簿の更新を行います。

更新した名簿を避難支援等関係者に配布する際は、古い名簿を回収（避難支援等関係者が複写したものを含む）して適切に処分します。

(4) 名簿情報のバックアップ

市は、災害時の停電や機器の破損に備え、名簿情報は電子媒体だけでなく紙媒体でも保管することとします。

【名簿様式】

[illegible]

第3章 避難支援等関係者の業務

※ここでの避難支援等関係者とは、自主防災会および民生児童委員です。

1 避難支援等関係者・地域支援者の事前の備え

避難支援等関係者や地域支援者が災害時に活動するには、自らが被災者とならないように備えることが重要です。

なお、災害に関する知識と備え、災害時の行動については、市が作成した「防災マップ」を活用してください。



(1) 災害に対する知識を得る

災害発生の仕組みや生じる被害などを知っておくことにより、災害時に素早い状況判断や被害発生の予測が可能となり、迅速な支援に入ることができます。

また、予備知識があることにより冷静な行動を取ることができ、二次災害の防止や避難行動要支援者の不安を軽減することができます。

(2) 自分の身を守る方法を知る

大規模な災害では、避難支援等関係者や地域支援者自身が被災する可能性があります。その際に自分の身を守ることができなければ、その後の避難支援活動に入ることができません。したがって、様々な場面において自らの身を守る方法を知っておく必要があります。

(3) 家庭の災害対策をしておく

避難支援等関係者や地域支援者が避難支援活動に専念するためには、家族の安否確認や自宅の安全確保がされていなければなりません。そのためには、家族で安否確認方法を話し合い、自宅の家具等転倒防止対策や食料・生活用品の備蓄をしておかなければなりません。

東日本大震災では、被災自治体の職員で家族の安否確認ができていない者の多くは業務に集中できず、業務に支障をきたしたと報告されています。



2 避難にあたり支援が必要な方の名簿登録

避難行動要支援者の対象者として「避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者」を規定しています。

日頃の見守り活動や地域での活動の中で、名簿への登録が必要だと思う方がいたら本人に申請を勧めたり、代理人となって申請することができます。

避難支援が必要な状態の判断は、最寄りの避難場所まで自力や家族の介助だけで避難することができるかどうかを、本人や家族への聞き取りから判断することとしますが、判断に迷う場合は、避難行動要支援者本人や家族の希望を優先してください。

災害時には避難支援を行う人員も不足する状況が想定されます。普段、一人で外出しているなど、明らかに避難支援の必要性が低い方には、名簿登録ではなく、避難場所や避難経路の確認、家庭の災害対策など一人で身を守るための支援をしましょう。

(1) 申請方法

- ・「みよし市災害時避難行動要支援者名簿登録同意書」を市役所福祉課へ提出していただきます。
- ・同意書は本人に記載していただくか、本人が字を書くことができなければ家族や避難支援等関係者が代筆することができます。家族以外の方が代理申請する場合は、必ず本人または家族の了解を得てください。
- ・本人および家族の意思表示が困難であり、避難支援等関係者が名簿登録が必要だと判断する場合は、代理で申請してください。
- ・申請書に印鑑は必要ありません。

(2) 申請時期

いつでも申請することができます。

(3) 記載要領

同意書をよく読んで、必要事項に記入します。

【表面の記載事項】

同意事項の①、②、③のいずれかを選択していただきます。

①を選択する場合

- ・住所、氏名、性別、生年月日、連絡先、障がいの種類や等級、要介護区分などの個人情報、平常時から避難支援等関係者へ提供されることを説明してください。
- ・避難支援等関係者は、自主防災会（区長以外の自主防災会役員等も含みます）、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署であることを説明してください。
- ・災害が発生した場合、支援してくれる方も被災する可能性があるため、必ず支援に来てくれるとは限らないことを説明してください。

- ・支援してくれる方は、あくまでも善意での協力であるため、法的な義務や責任は発生しないことを説明し、災害時に支援に来てくれなかったために被災したとしても、支援者に責任を負わすことはできないことを承知してもらってください。
- ・同意をすると、後日、個別計画を作成するために自主防災会や民生児童委員が電話（聴覚障がい者にはFAXかメール）をかけたたり訪問したりすることを説明してください。

②を選択する場合

- ・市役所が保管する名簿への掲載はしますが、避難支援等関係者へ提供する名簿には掲載しないことを説明してください。
- ・災害が発生し、本人の安全を確保するために緊急性があるときは、本人の同意を得ずに関係者に名簿情報を提供することを説明してください。このときの関係者とは、避難支援等関係者以外にも自衛隊や緊急消防援助隊などの救助機関を含みます。
- ・今後、名簿情報の提供に同意するときは、いつでも申請できることを説明してください（再度、同意書の提出をしていただきます）。

③を選択する場合

- ・基本的には③は、本人や避難行動要支援者が申請を希望する場合には選択されることはないと思います。
- ・裏面の記入は必要ありません。

【①と②の違い】

①（同意あり）	②（同意なし）
平常時から避難支援等関係者へ名簿が提供されます。	災害時に本人の生命と安全を守るための緊急性がある場合、関係者へ名簿が提供されません。
平常時に個別計画の作成がされます。	個別計画の作成はされません。
個別計画作成のために、自主防災会や民生児童委員の訪問などを受ける場合があります。	個別計画作成のための訪問はありません。
実際に避難の支援を行う地域支援者をあらかじめ決めます。	あらかじめ地域支援者は決められません。
災害時は個別計画に基づいて、地域支援者が避難支援を行います。	災害時、支援が必要な状況が確認できれば自主防災会や地域住民が避難支援を行うことがあります。
災害の状況によっては支援を受けられないことがあります。	災害の状況によっては支援を受けられないことがあります。

◆署名欄

- ・「署名年月日」は、提出日ではなく同意書を記載した日付としてください。
- ・「署名」は原則として本人の自書としてください。代理人による代筆の場合も本人の氏名を必ず記入してください。
- ・「代理人署名」は代理人の氏名を記入してください。「申請者との関係」は家族なら続柄、その他の方は申請者との関係を簡潔に記入してください（知人、親戚、民生委員、福祉サービス事業所職員、ケアマネ、ヘルパーなど）
- ・「代理人住所」は代理人の住所を記入してください。福祉・介護関係事業所の方は事業所所在地でも結構です。
- ・「代理人連絡先」は、代理人の電話番号を記入してください。福祉・介護関係事業所の方は事業所の電話番号でも結構です。

【裏面の記載事項】

◆避難行動要支援者本人の情報

- ・「氏名・性別・生年月日・住所」は、必ず記入してください。
- ・「電話・FAX・メールアドレス」は、利用できるものを記入してください。
- ・「同居人」は個別計画作成の参考とするものです。年齢性別を問わず、全ての同居人の数を記入してください。
- ・「緊急連絡先」は家族、親せきなどを記入していただきますが、身内がない場合は知人やヘルパー等、どなたでも結構です。ただし、緊急連絡先となる方の同意を得てください。

すぐに決められないときは、個別計画作成時に相談して決めてください。

◆申請理由

- ・当てはまるものにチェックし、それ以外に避難支援が必要な理由を具体的に記入してください。

（例）

- ・一人暮らし高齢者のため、一人で避難する際に転倒等の可能性もあり危険である。
- ・要介護認定2であるが、認知症の傾向があり、避難所まで自分で行くことができない可能性がある。
- ・自分で移動することができるが、酸素ボンベを携行する必要がある、避難場所までの徒歩移動は負担が大きい。

【表面】

様式 1

整理番号
記入不要

記載例

みよし市災害時避難行動要支援者名簿登録同意書

次の①②③のいずれか1つの□にレ点を記入してください。

同意する場合は、ここにレ点を入れてください。

私記の確認事項を理解し、

① ☒ 名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意します。

【確認事項】
ア 名簿に記載された個人情報（氏名・性別・生年月日・住所・連絡先・支援を必要とする理由）は、避難支援等関係者（自主防災会（※区長以外の自主防災会を構成する人を含みます。）、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署）へ平常時から提供されます。
イ 災害時の避難支援は、避難支援等関係者・地域支援者（避難を手伝う人）自身と家族の安全が前提となるため、避難支援を受けられない可能性があります。また、避難支援に対して法的な責任や義務を負うものではありません。
同意しない場合は、ここにレ点を入れてください。

② ☐ 名簿情報を避難支援等関係者に提供することには同意しません。

【確認事項】
ア 名簿情報は平常時には避難支援等関係者へ提供しません。
※市から同意書が送付された方のみ。
名簿登録の必要がない場合は、ここにレ点を入れてください。

③ ☐ 避難支援の必要がないので名簿の削除を希望します。
※1人で避難できる方や、常に家族の介助で避難できる状況であれば登録の必要はありません。

【確認事項】
今後、登録を希望するときは、この用紙を記入した日付を記入してください。

【署名】
本人の氏名を必ず記入してください。

署名のみで印鑑は不要です。

（本人が自書できない場合は代理人による代筆でも結構です）
（代理人署名）
（代理人住所）
（代理人電話番号）

※ 同居の家族以外が代理人となる場合、本人（又は本人の家族）の承諾を得て署名してください。裏面も記入してください。上記で③を選択した方は裏面の記入は不要です。

【裏面】

避難行動要支援者本人の情報

フリガナ
ミヨシ マチコ
性別
女
生年月日
昭和13年3月4日

氏名
三好 マチ子
住所
みよし市三好町小坂50
氏名・性別・生年月日・住所・連絡先を記入してください。

連絡先
電話番号
32-8010
メールアドレス
同居人がいる場合、性別・年齢に関係なく記入してください。

同居人
いない
いる
3人
うち星間在宅
0人

緊急連絡先（家族等）
①
氏名
三好 松夫
（続柄）
長男
（電話）
090-0000-0344
住所
みよし市三好町小坂

②
氏名
緊急連絡先は親戚や隣人でも結構です。できれば最低1名は記入してください。
住所

【申請理由】
避難支援が必要な主な理由の□にレ点をつけてください。
☐ 身体障がい者で、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級
☐ 身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級または2級、もしくは聴覚障がいの程度が1級または2級
☐ 知的障がい者
☐ 要介護高齢者
☐ 難病患者
☒ 上記以外の理由で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する。
（上記以外の理由を選択した場合は、必ず理由を記載してください。）

昼間は一人になり、高齢で足腰が弱っているため、災害時に避難所まで一人で歩いていくのが難しい。

※ 避難支援が必要とは、自宅で生活し、災害が発生、または発生するおそれのある時に、自分一人、もしくは家族等の介助だけでは避難することができないことを言います。（病院や施設にいる方は、原則として対象となりません。）

行政区
三好上
行政区名を記入してください。

3 名簿情報の提供について

災害時に円滑かつ迅速な避難支援を行うためには、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、情報を共有することが大切です。作成した名簿については平常時から避難支援等関係者に提供されます。

(1) 名簿情報の提供についての同意

名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意のない避難行動要支援者の情報は、提供する名簿から除きます。

(2) 名簿情報の提供に不同意であった方への避難支援

名簿の提供に同意をしていなくても、災害時に避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等関係者その他関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供します。

- ・名簿からの削除を希望された方の情報は名簿に掲載されませんが、名簿を利用した支援活動が行われただけであり、災害時に支援が必要な状況が確認できれば支援を受けることができます。
- ・今後、名簿の提供に同意したり、名簿への登録を希望するときは、いつでも申請することができます。

(3) 名簿情報の管理

名簿情報については災害対策基本法第49条の13の規定により、提供を受けた者に守秘義務が課せられます。氏名や住所、障がいや要介護の情報、避難支援を必要とする事由等、秘匿性の高い情報が含まれるため、避難支援等関係者への提供に際し、次の通り適正な情報管理の徹底を図ります。

- ・避難支援等関係者へ提供する名簿情報は、避難支援等関係者の担当する区域内の避難行動要支援者分とします。
- ・避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、個人情報の適切な取扱いをお願いします。

平常時から名簿情報を提供することに同意を得ているのは避難支援等関係者のみです。日頃の見守り活動等の中で不用意に他の協力者に名簿情報を提供しないように注意してください。

- ・名簿はできれば施錠可能な場所等で厳重に保管をし、他の方に見られないようにしてください。また、必要以上にコピーをしないでください。
- ・避難支援等関係者が団体である場合、その団体内で名簿を取り扱う者を限定してください(避難行動要支援者の支援に関わらない者には取扱いをさせない)。

- ・団体内で名簿を取り扱う者が交代するときは、名簿の取扱いについて確実に引継ぎを行ってください。
- ・避難行動要支援者に対する平常時および災害時の支援活動以外に利用しない旨の誓約書を提出していただきます。
- ・名簿を更新するときは、新しい名簿と引き換えに古い名簿を市が回収します。団体内でコピーした名簿についても全て回収します。古い名簿のメモ書き等を書き写す必要がある場合は、名簿の回収は後日行います。

（４）名簿情報の位置づけ

- ・名簿の提供については、あくまでも情報提供であり、地域での支援対象者を名簿登録者に限定するものではありません。また、名簿登録者の支援を義務づけるものではありません。
- ・名簿に登録のない方で避難支援が必要な方を把握している場合は、自主防災会で独自に支援の対象としていただいても結構ですが、情報の共有や引継ぎのためにも本人や家族に避難行動要支援者名簿への登録を勧めてください。

4 避難行動要支援者の個別計画の作成

平常時の避難行動要支援者名簿の主たる活用は、個別計画の作成となります。

（１）個別計画作成の目的

災害時には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなくてはなりません。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難支援をするのかを具体的に決めておく必要があります。

（２）個別計画の作成者

避難行動要支援者の避難支援は地域での支援が中心となるため、個別計画の作成主体は自主防災会となります。自主防災会は地域の民生児童委員、地域支援者と協力し、避難行動要支援者本人やその家族と直接相談しながら個別計画を作成します。

（３）個別計画の作成手順

- ・名簿を提供するときに、個別計画の作成様式を配布します。
- ・自主防災会は事前に避難行動要支援者に連絡を取り、個別計画作成のための訪問をします。

事前連絡をする場合、聴覚障がい者には必ずFAXかメールで連絡をしてください。

- ・避難行動要支援者本人や家族から、支援に必要な情報や希望の聞き取りを行い、地域支援者の候補者なども選定しておきます。
- ・支援方法などについて検討が必要な場合は、持ち帰って自主防災会で検討します。
- ・支援内容が確定したら、本人とご家族に内容の確認をしてもらいます。

個別計画の記載事項に加除したい項目があれば、福祉課にご相談ください。

（記載事項）

◆避難行動要支援者情報

- ・同意書に記載された事項を印字して自主防災会に配布します。
- ・不足する情報は、個別計画作成時に補完してください。
- ・内容を更新した際には新たに配布します。

◆避難支援に関する情報

- ・災害時に配慮が必要な事項にチェックします。
- ・その他配慮すべき事項があれば具体的に記入します。本人や家族と相談して、支援者に知っておいてほしいことを記入してください。

(例) ・家族以外の人と接するのが極度に苦手。
 ・認知症がかなり進んでいる。
 ・聴覚障がい、外から呼びかけても気づかない。

- ・特記事項には常時必要な特殊な機械・器具、物品、医薬品、かかりつけ医等の情報を記入します。

(例) ・酸素吸入器、電源
 ・床ずれ防止マット、おむつ、おしりふき

◆地域支援者

- ・災害時に実際に避難行動要支援者の避難を手伝う方です。常時介護をしている家族がいる場合は、その家族も地域支援者となることができます。
- ・避難行動要支援者本人や家族と相談しながら地域支援者を決めます。
- ・地域支援者に指定された方にも連絡を取り、地域支援者となることを承諾していただきます。
- ・地域支援者の人数は、本人の移動の困難性や同居の家族の状況を考慮し、円滑な避難支援ができる人数を確保します。

必要人数の目安

- ・本人が全く動けない場合は3～4人
- ・ある程度、自力で移動できる場合は、1～2人程度
- ・自力で移動できるが一人での避難に不安がある場合は1人

昼間に災害が発生した場合、仕事で地域に不在の方は帰宅困難者となってすぐに帰ってこれないことを考慮してください。

- ・ 1 人の地域支援者が複数の避難行動要支援者を受け持っても、実際の災害時には同時に避難支援は行えません。また、複数の方の避難支援を行うことにより地域支援者自身の避難が遅れることとなりますから、できるだけ 1 人で複数の避難支援を受け持たないように配慮してください。
- ・ 地域支援者が不足して 1 人で複数の避難支援を受け持つ場合、自宅の耐震性や家具転倒防止対策の状況で優先順位を決めます。
- ・ みよし市は津波が来ないため、避難に時間的余裕はありますが、付近で火災が発生したり、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域内に住宅がある場合は、直ちに避難する必要があります。

- ・ 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は、大雨や地震の揺れによる土砂災害の危険があります。位置はみよし市作成の「防災マップ」を参照してください。
- ・ 地震による火災は消防車もすぐに来られない場合があります、延焼を止めることが困難な状況が想定されます。

- ・ 地域支援者は避難行動要支援者本人や家族と相談しながら決めていただきますが、地域支援者に個人情報を提供することの了解は得てください。
- ・ 地域支援者には直接名簿を渡さないため、法律による守秘義務はありませんが、避難支援等関係者と同様に秘密保持には配慮していただく必要があります。

◆必要な避難支援

- ・ あてはまる避難支援にチェックをします。
- ・ その他配慮すべき事項があれば具体的に記入します。

(例)

- ・ 聴覚障がい、避難が必要なことさえ伝えれば自分一人で避難できる。
- ・ 一人で避難できるが、足腰が弱く避難中に余震があると転倒の危険があるため、付添いが必要。
- ・ 車椅子で移動できるが、避難経路に段差があるため、最低 2 人は付添いが必要。

- ・ 現実的に不可能な支援方法を設定しないよう注意してください。

(例) ・ 担架がないのに担架での搬送を計画する。

- ・ 車椅子をレンタルするつもりでいる。(災害時にレンタルできるのか?)
- ・ 救急車を要請する。(電話が繋がらない、消防車が来られない)

◆避難情報

- ・ 避難場所となる施設と位置は各家庭に配布されている「防災マップ」で確認してください。(市防災安全課で配布しています)。
- ・ 避難場所は、地域によつての指定はありません。基本的には最寄りの施設になると思いますが、安全に徒歩で行ける場所を避難場所としてください。近くの施設でも避難経路が危険であれば、別の避難場所を選んでください。

- ・ いざというときに、どこへどうやって行くか慌てないよう、避難場所と避難経路、避難手段はあらかじめ決めておくことが大切です。避難経路は市から配布されている防災マップに書き込み、わかりやすい場所に置いておきます。

地域支援者も要支援者宅への経路と避難経路を書き込んだ防災マップを持っておくとよいでしょう。

- ・ 備蓄は各家庭の状況に合わせて必要なものを揃えるようにしましょう。
- ・ 避難所で配慮すべき事項を記入してください。

(例)

- ・ 大勢の方となるとパニック等おこすので、別室があると良い。
- ・ 聴覚障がい者なので、連絡事項は音声だけでなく文字情報も必要。
- ・ トイレに頻繁に行く必要があるので、出入口に近い場所の確保が必要。

◆自宅の略図

- ・ 避難行動要支援者が普段いる部屋や、寝室の位置をあらかじめ知っていると迅速な避難支援に結び付きます。また、万が一自宅が倒壊した場合に、救助活動を行う場所の手がかりとなります。
- ・ 略図は、おおよその家の間取り、避難行動要支援者の普段いる部屋と寝室の位置を記載してください。
- ・ 避難する場合は地域支援者が電気のブレーカーを落としていきます。ブレーカーの位置も記入してください。

◆自宅周辺の略図

- ・ 基本的には地域支援者は地域の方になっていただくので避難行動要支援者の居宅を知っている場合が多いかと思いますが、簡単な地図があれば迅速な支援をすることができます。
- ・ 自宅から避難場所までの経路を記すのも有効です。



【表画】

様式 2

整理番号		0000	
みよし市災害時避難行動要支援者 個別計画			
作成年月日		平成	年 月 日
フリガナ	三好 町子	性別	女
氏 名	三好 町子	生年月日	昭和 13 年 3 月 4 日
住 所	みよし市三好町小坂 50		
連絡先	電話番号	32-8010	F A X 34-3388
同居人	メールアドレス		
いる (3 人 うち居間在宅 0 人)			
①	氏名	三好 松夫	関係 長男
②	住所	みよし市三好町小坂 50	
緊急連絡先	氏名	関係	電話 090-0000-0344
③	住所	関係	電話
④	住所	関係	電話
【避難支援に関する情報】			
あてはまる事項の□にレ点をつける			
☐ 避難所等で集団の中で生活すること			
☒ 一人での移動が困難			
☐ 自力での移動に不安がある			
☐ 物が見えない (見えにくい)			
☐ 音が聞こえない (聞こえにくい)			
☐ 危険を察知することができない			
☐ 言葉 (もしくは日本語) を理解することができない			
☐ 災害等に関する情報を理解することができない			
災害時に配慮が必要な事項			
□避難所等での移動が困難			
□障がいや病気のために特殊な機械や物品、薬品が必要			
□その他配慮すべき事項			
特記事項			
常時必要な特殊な機械・器具、物品、医薬品、かかりつけ医など			
みよし市市民病院			
【地域支援者】※災害時に直接の避難支援を行う人			
①	氏名	三好 松夫	関係 長男
②	住所	みよし市三好町小坂 50	自宅電話 32-8010
③	氏名	豊田 市郎	関係 孫人
④	住所	みよし市三好町小坂 36-5	携帯電話 090-0000-0344
⑤	氏名	関係	自宅電話
⑥	住所	関係	携帯電話
⑦	氏名	関係	自宅電話
⑧	住所	関係	携帯電話
⑨	氏名	関係	自宅電話
⑩	住所	関係	携帯電話
行政区 三好上 組 2 民生児童委員 福祉 民生			

【必要な避難支援】

あてはまる事項の□にレ点をつける

☐ 避難するにあたり自力で移動できない、または困難であるため、車イスやリヤカーなどによる搬送手段と地域支援者による介助が必要。

☒ 避難するにあたり自力で移動できるが、不安があるため、地域支援者による付き添いが必要。

☐ 避難するにあたり自力で移動できるが、避難に必要な情報の入手や判断が困難なため、地域支援者による声かけが必要。

☐ 避難するにあたり自力で移動できるため、安否確認のみでよい。

☐ その他、必要な避難支援を具体的に記入

【裏画】

【避難情報】

避難場所	三好中学校	避難所で配慮すべき事項
災害時備蓄品		
☒ 非常持出袋		
☒ 3日分の水		
☒ 3日分の食料		
☐ 現金		
☐ 携帯ラジオ		
☒ 印鑑・預金通帳		
☒ 懐中電灯、乾電池		
☒ 保険証のコピー		
☒ 衣料品、下着		
☐ 洗面用具		
☐ ティッシュ、生理用品		
☐ 雨カッパ		
☐ メモ帳、筆記具		
☐ 予備メガネ		
☒ 医薬品		
☒ 軍手、ビニール袋		
☐ オムツ、おしりふき		
☐ 携帯電話充電器		

【自宅の略図】

普段いる部屋や寝室、電気のブレーカーの位置などを記入してください。

自宅の耐震性 (有) ・ 無 家具等転倒防災対策の状況 実施済 ・ 未実施

【自宅周辺の略図】

自宅周辺の略図

- (1) この個別計画は、この地域を担当する自主防災会が主体となって作成します。
- (2) この個別計画は、災害時の安否確認、避難支援、平常時の見守り活動以外の利用を禁止します。
- (3) 災害が発生したときは、避難支援等関係者の状況によっては、個別計画で定めた避難支援ができない可能性があるので、ご理解を 부탁드립니다。

(4) 個別計画の作成期限

個別計画の作成は大変な労力と時間を要する作業です。支援に実効性を持たせるために作成することが望ましいですが、義務ではありません。そのため、自主防災会でできる範囲で作成を進めていただくこととし、市で期限を定めることはありません。

(5) 個別計画の管理

- ・ 個別計画は地域で避難行動要支援者を支援するために自主防災会が作成するものですから、自主防災会が原本を管理し、民生児童委員へ複写を渡してください。
- ・ 市と情報を共有するために複写を市（福祉課）へ提出してください。

提出期限は特に定めませんので、随時、御提出いただければ結構です。

- ・ 地域支援者が避難支援を行う際の計画となりますから、地域支援者に複写を渡してください。

- ・ 地域支援者へは、直接避難支援を行う方の個別計画のみを渡してください。
- ・ 個人情報の取扱いには十分注意するよう申し伝えてください。
- ・ 個別計画を変更して差替えたり、地域支援者が辞める場合や、必ず個別計画を回収してください。

(6) 個別計画の更新

避難行動要支援者の状況は変動することが予想されるため、自主防災会は定期的に個別計画の見直しを行います。

- ・ 個別計画の確認は、最低でも1年に1回は実施してください。
- ・ 避難行動要支援者名簿の更新は、毎年4月に予定していますが、追加・変更が多い場合は年度途中で更新する場合があります。

- ・ 個別計画を更新したり廃止した場合、自主防災会は古い個別計画を地域支援者と民生児童委員から回収して確実に処分してください。
- ・ 自主防災会での確実な処分ができない場合は、市役所福祉課へ提出してください。市で確実に処分します。

第4章 平常時の支援活動

1 家庭での備え

災害が発生した場合は、支援をする側も被災する可能性があるために、必ず避難支援が行われるとは限りません。また、避難したとしても、大勢の方が集まる避難所では身体的にも精神的にも大きな負担がかかり、病状が悪化したり、亡くなったりする方もいます（災害関連死）。

避難行動要支援者の中には、現実的には避難支援が困難な方もいますので、避難しなくて済むように家庭での備えについて日頃から避難支援等関係者が点検・啓発し、備えてもらうことが大切です。

（1）自宅の安全確保

避難所は災害によって自宅が損壊して住めなくなったり、自宅にいたことが危険な方たちが避難する場所です。自宅の安全が確保できれば避難する必要はありません。

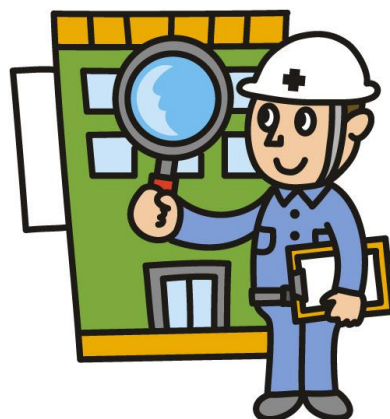
自宅にいたことが危険な状態とは次の場合が想定されます。

- ・大雨のときに床上浸水の可能性がある。
- ・住宅の耐震性がなく、倒壊する可能性がある。
- ・自宅が土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域内にあり、大雨や地震で土砂崩れの危険がある。
- ・地震後に近所で火災が発生している。

ア 住宅の耐震化

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は、南海トラフを震源とする大地震が発生したときに市内で想定される震度6弱程度の揺れで倒壊する可能性が高いため、市の無料耐震診断を受けてもらい、必要があれば耐震改修工事を行いましょう。

- ・一人暮らし高齢者は、「どうせ一人だし、今さらお金をかけて家を直しても…」と無料耐震診断や耐震改修に消極的です。しかし、自宅が倒壊した場合、隣家を巻き込んだり、道路を塞いで緊急車両や消防車の通行を妨げ、被害が拡大することがあります。



イ 家具等転倒防止対策

住宅の耐震性があっても、地震の揺れにより家の中では家具や大型の家電製品が移動したり倒れることがあります。また、食器棚の食器が飛び出したり、窓ガラスが割れて飛散することもあります。

家具等の下敷きになって死傷したり、倒れた家具や飛散したガラスで避難できなくなることがあるため、家具転倒防止器具の取り付けや窓ガラスの飛散防止をして家の中の安全を確保しましょう。

特に視覚障がい者は、床に飛散したガラス等を避けることが難しかったり、家具等の転倒で室内の移動ルートが変わってしまうと在宅での生活が困難になります。

ウ 寝室の安全確保

寝室には大きな家具を置かない、また、倒れても下敷きにならないように、家具の位置や寝る位置の工夫をしましょう。

身体をすぐに動かせない方や、危険を瞬時に判断して動けない方は、ベッドの下にもぐったり家具から離れるなど、すぐに身を守る行動を取ることができないため、寝室の安全対策は必ず行ってください。

エ 洪水ハザードマップの確認

大雨で自宅がどれくらい浸水する可能性があるのか、洪水ハザードマップで確認をしておきましょう。床下浸水程度なら無理に避難する必要はありません。

道路が冠水してからの避難は水の中を歩くので一層困難になり、また、足元が見えずに水路や水田に転落する危険があります。

(2) 食料や生活用品の備蓄

電気・ガス・水道が止まることを想定して、最低3日（できれば1週間程度）の食料や生活用品の備蓄をしておきましょう。特に障がいや病気のために必要なものは避難所で手に入れるのは困難です。

- ・酸素吸入器や吸痰器など電源を使う機器が必要な場合は、予備バッテリーや発電機の備蓄が必要です。
- ・東日本大震災では、発電機を借りることになっていた家が被災して連絡が取れなくなった、備蓄の発電機の使い方がわからなかった、予備バッテリーが自然放電していて使用できなかった、といったことがありました。いざというときに使用できるよう、日頃から確認しておくことが大切です。



(参考)

【要配慮者別の特に備えが必要な事項】

種 別	特 に 必 要 な 備 え
一人暮らし高齢者	・ 家具転倒防止対策と非常持出袋の用意をします。 ・ 非常持出袋に、服用している薬、薬の名前とかかりつけの医療機関のメモを入れておきます。
寝たきり高齢者	・ 寝室には大型の家具や落下するものを置かないようにします。 ・ 非常持出袋に、おむつ等の介護用品を入れておきます。 ・ 非常持出袋に、服用している薬、薬の名前とかかりつけの医療機関のメモを入れておきます。
認知症高齢者	・ 避難途中や避難場所で家族と離れてしまった時に備えて、身元や連絡先等を記載したカード等を用意し、避難時に携帯させるようにします。
視覚障がい者	・ 非常持出袋の置き場所を決めておきます。 ・ 避難時に室内にガラス等が散乱していても気づかないため、枕元に避難用の靴を用意しておきます。 ・ 家具等が移動し屋内の様子が変わってしまうと自宅での生活も困難になるため、家具等転倒防止対策を行います。 ・ 非常持出袋に情報収集のためのラジオと乾電池を入れておきます。
聴覚障がい者 音声・言語障がい者	・ 非常持出袋に筆談用の筆記用具とメモ用紙を入れておきます。 ・ 救助が必要なときに自分の存在を知らせるための笛を用意しておきます。 ・ メール機能のある携帯電話やインターネットを利用して文字情報を受信・発信できるようにしておきます。
肢体不自由者	・ 車椅子や歩行器等が倒れた家具の下敷きになったり廊下を塞がないよう、家具転倒防止対策をします。 ・ 歩行に障がいがあっても避難しやすい避難経路を決めておきます。
内部障がい者 難病患者 病気の方	・ 非常持出袋に、服用している薬、薬の名前とかかりつけの医療機関のメモを入れておきます。 ・ かかりつけ医に災害で通院できない時の対処方法を確認しておきます。 ・ 酸素吸入器など電源が必要な機器を使用している場合は、予備バッテリーや発電機を用意し、使用法を確認しておきます。また、すぐに取り出せる場所に保管しておきます。 ・ 通常の食事がとれない場合は、対応した非常食を備蓄しておきます。
知的障がい者	・ 避難時や避難場所で家族と離れてしまった時に備えて、身元や連絡先等を記載したカード等を用意し、避難時に携帯させるようにします。 ・ 非常持出袋に、服用している薬、薬の名前とかかりつけの医療機関のメモを入れておきます。
精神障がい者	・ 非常持出袋に、服用している薬、薬の名前とかかりつけの医療機関のメモを入れておきます。
妊産婦	・ 宅内の家具転倒防止対策と非常持出袋の用意をします。
乳幼児	・ 非常持出袋に、粉ミルク、おむつ、消毒等を入れておきます。
外国人	・ 外国語で情報提供してくれる支援者を確保しておきます。

2 避難場所の確認と避難経路の確認

地域支援者が円滑な避難支援を行うためには、避難場所と避難経路を決めておくことが必要です。本人や家族と相談しながら決めていきます。

(1) 避難場所の確認

市内の公共施設を避難所と避難場所に指定しています。それぞれ目的に応じて避難します。避難所および避難場所の位置と施設一覧は市が配布している防災マップに掲載されています。

ア 避難所

災害時に自宅で生活が続けることができない場合に、一定期間滞在できる施設で、避難所生活を送るための資機材の備蓄がされています。

イ 指定一時避難場所

災害時に緊急的に避難し、一時的に身の安全を確保する場所や施設です。避難所生活を送るための資機材の備蓄はありません。

- ・居住地区や校区による指定はなく、避難場所は自宅から安全に行ける場所を選んでください。
- ・家族が別行動でも同じ場所に集まれるように、家族全員で避難場所を確認しておいてください。

(2) 避難経路の選定

要配慮者は避難に時間がかかったり危険を回避する能力が低いことがあるため、避難経路は安全な経路を選定してください。

【避難経路に潜む危険】

- ・住宅密集地は避難中の余震で外壁やガラス、瓦が落下してくる危険があります。また、火災が発生すると逃げ場を失う可能性があります。

住宅の耐震性は倒壊しない性能を確保するもので、外壁や窓ガラス、屋根瓦の強度を保証するものではありません。

- ・ブロック塀や擁壁・石垣沿いの道路は、ブロック塀の倒壊や擁壁・石垣の崩壊の危険があります。
- ・崖や急傾斜地の下や上の道路は、大雨や余震の揺れで崩落する危険があります。
- ・土手や堤防上の道路は、余震の揺れで振られて転落する危険があります。
- ・橋は余震の揺れで振り落とされる危険があります。
- ・頭上に電線や看板の多い道路は、余震で落下してくる危険があります。
- ・水路沿いや水田地帯の道路は、大雨で冠水した場合、道路との境目がわからなくなって転落する危険があります。

3 情報伝達体制の確認

多くの情報が発信されていても、どのように発信されているのかを知らなければ入手できる情報は少なくなります。災害に関する情報や避難に関する情報がどのように入手できるのかを確認します。

(1) 情報の伝達手段

市では災害に関する情報、または避難に関する情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、複数の手段を活用して情報伝達を行います。

【主な情報伝達手段】

防災行政無線	市内に設置してある防災行政無線スピーカーから音声で伝達します。放送が聞こえない住宅へは防災ラジオの購入補助が予定されています。
広報車、消防団車両	市の広報車や消防団車両が巡回して、車載スピーカーにより音声で伝達します。
報道機関	テレビ放映による文字および音声、ならびにラジオ放送による音声で伝達します。
みよし安心ネット	みよし安心ネットに登録された方の携帯電話にメールで文字情報を伝達します。
緊急速報メール	緊急速報メールに対応したNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯電話にメールで文字情報を伝達します。
ケーブルテレビ	ひまわりネットワークを利用して文字および音声により伝達します。
コミュニティFM	FMとよたを利用して音声で伝達します。
みよし市ホームページ	トップページの緊急災害情報で文字情報により伝達します。

(2) 情報入手が困難な方への対応

避難に関する情報や災害に関する情報を入手することが困難、または理解することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者および地域支援者が情報を伝達するようにします。避難行動要支援者本人や家族と相談して、どのように情報伝達をするのかを決めておきます。



4 防災訓練への参加

毎年開催される防災訓練に可能な範囲で地域支援者といっしょに参加することで、支援する側も支援される側も訓練になります。

(1) 防災訓練の成果

- ・地域の方に避難行動要支援者の存在を知ってもらい、日頃から地域で気にかけてもらえることが期待されます。
- ・自主防災会や地域支援者と顔の見える関係を作ることができ、いざというときに円滑な避難支援につながります。
- ・可能であれば、実際に地域支援者の支援により避難行動要支援者を避難場所へ避難させます。実際にどのように避難支援をするのかを確認することができ、上手く避難できなかったとしても、避難支援のために何が足りないのかが明確になり、対策を考えることができます。

(2) 安否確認訓練の実施

避難行動要支援者の状態によっては実際に訓練で避難場所まで避難することは負担が大きく難しいかと思いますが、できるだけ地域支援者による安否確認訓練は実施してください。単に訪問するだけでなく、その後、どうやって避難場所まで連れて行くのか、何が必要かを本人や家族と確認することが大切です。

(3) 避難訓練の実施

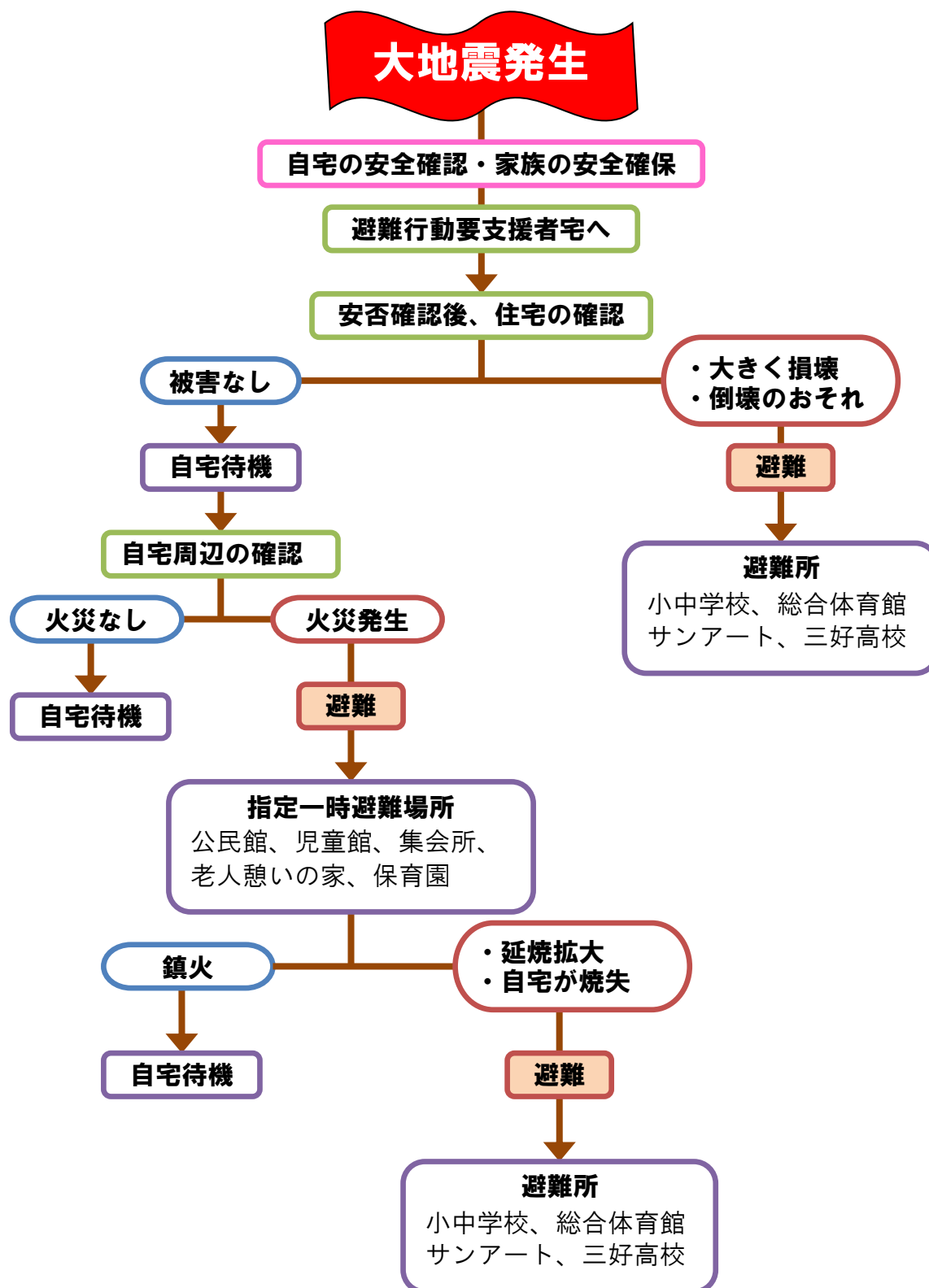
避難行動要支援者の協力が得られれば、実際に地域支援者による避難訓練を実施しましょう。いろいろな課題が明らかになり、今後の支援方法の改善につなげることができます。



第5章 災害時の支援活動

1 災害時の避難支援の流れ

ここでは、突然起こる大地震の際の避難支援の流れを中心に説明します。



2 自宅と家族の安全確保

災害時、避難支援等関係者や地域支援者は、自宅と家族の安全確保を優先してください。

3 安否確認

災害が発生し、自宅と家族の安全を確保したら、避難行動要支援者の安否確認を行います。ただし、安否確認については原則として地域支援者が行いますが、地域によっては組長が行うなど、地域に合わせた方法で実施されますので、役割については自主防災会と調整してください。

名簿情報を基に安否確認する場合、組長は避難支援等関係者ではないため、名簿情報を提供することができません。組長が安否確認をする場合、次のことに留意してください。

- ・全世帯の安否確認を行う場合…避難行動要支援者名簿に関わらず安否確認をすることになりますから、組長が安否確認をすることができます。
- ・名簿登録者のみ安否確認を行う場合…事前に、安否確認は組長が行う旨を了解してもらう必要があります。

- ・原則として避難行動要支援者の安否確認や避難支援は、個別計画で定めた地域支援者の役割です。
- ・ただし、実際の災害時に、避難行動要支援者の生命・身体の保護に緊急性があると思われる場合は、名簿情報を救助に携わる関係者に提供することができます（防災訓練は災害時ではないため、名簿情報の提供をすることはできません。）。

(1) 安否確認の要否の判断

ア 地震の場合

- ・地震の場合、震度4程度で避難が必要になることはありません。ただし、避難行動要支援者が日頃から不安を大きく感じたりパニックを起こしやすい方の場合は、安否確認を行って安心させる必要がある場合があります。個別計画作成時にどの程度で安否確認が必要になるかを確認しておいてください。
- ・震度5弱以上になると、耐震性のない家屋に被害が生じたり、家具等が転倒することがあります。安否確認を行ってください。

イ 風水害の場合

- ・風水害の場合、被害が出始める頃には暴風や冠水によって外出が危険な状況になっていることが予想されるため、安否確認は天気が落ち着くまで待ちます。風水害で家屋被害が出る可能性は低いですが、過去に浸水被害のあった住宅は注意してください。

- ・避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合は、すぐ避難支援に向かいます。

台風は事前に進路予報に注意し、進路によっては接近前に避難行動要支援者宅を訪問し、非常持出袋の確認や避難の準備をしておきます。

(2) 安否確認の実施

安否確認が必要な状況になったら、地域支援者は個別計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行います。

- ・避難行動要支援者宅を訪問するときは、地域支援者もできるだけ安全な経路を選んでください。
- ・聴覚障がい者は外からの呼びかけに気づかないため、訪問時の呼びかけ方法について個別計画作成時に相談しておいてください。
- ・避難行動要支援者宅が損壊し倒壊のおそれがある場合は、無理に中へ入らないようにして自主防災会に連絡してください。
- ・みよし市では、直ちに避難をしなくてはならない状況は少ないと予想されますが、地域支援者が慌てることにより避難行動要支援者の不安を大きくします。落ち着いて行動し、周囲や自宅の状況を確認して緊急性のないことを説明して安心させます。
- ・避難行動要支援者やその家族が重傷を負っている場合は、119番通報をしてください。また、自主防災会にも負傷者がいることを伝えてください。119番通報が繋がらないときは地域支援者で病院に搬送します。
- ・家屋が倒壊し安否不明のときは、119番通報するとともに、自主防災会に連絡してください。消防署の救助車両がすぐ来られない可能性があるため、自主防災会や消防団で救助活動を行います。

(3) 安否情報の集約

安否確認情報は各自主防災会において集約し、市災害対策本部へ報告しますので、自主防災会に報告します。具体的な報告の方法は各自主防災会により異なりますので、確認をしてください。

4 避難のための情報伝達

(1) 情報の伝達

災害の状況や、避難に関する情報等を避難行動要支援者に伝えます。

(2) 情報入手が困難な方への対応

避難に関する情報や災害に関する情報を入手することが困難、または理解することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者および地域支援者が情報を伝達するようにします。

特に視覚障がい者、聴覚障がい者への情報伝達方法については、個別計画作成時に本人や家族と相談し、手段を確認しておきます。

(3) デマへの対応

災害時には、インターネットなどを通じてデマや出处不明の情報が大量に出回ります。根拠のはっきりしない情報は、たとえ有用な情報であっても、安易に広めないようにしてください。

過去の災害では、デマが支援の妨げになった例が多くあります。

特に、自主防災会や民生児童委員が流す情報は、市から出された公式な正しい情報だと認識されてしまいがちですから注意してください。

5 避難行動

(1) 避難が必要な状況

避難が必要な状況は以下の状況で判断します。

ア 避難に関する情報が発令されたとき

【避難準備情報】

人的被害の生じる災害発生の可能性がある場合に発令されるもので、避難に時間のかかる要配慮者は避難を開始します。

【避難勧告】

人的被害の生じる災害発生の可能性が高まった場合に発令されるもので、要配慮者以外の方も避難を開始します。

【避難指示】

人的被害の生じる災害発生の危険性が非常に高い場合に発令されるもので、区域内の住民は確実に避難を完了させる必要があります。

イ 状況により避難が必要だと思われるとき

- ・ 自宅周囲に災害の兆候が見られるとき。

(例)

- ・ 自宅の裏山から石が落ちてきたり、泥水が流れてきたりするとき。(がけ崩れや土石流の前兆)
- ・ 自宅の裏山から木が倒れる音がしたり、ブチブチと根が切れる音が聞こえるとき。(がけ崩れや地すべりの前兆)
- ・ 近くの堤防から水がしみ出ていたり、水が堤防を越えるのが見えたとき。(堤防決壊の前兆)



- ・地震等により家屋が倒壊したり、自宅に留まることができないほど損壊した場合、またはその後の余震で倒壊のおそれがある場合。
- ・電気・ガス・水道が止まり、備蓄がなくて自宅で生活できないとき。
- ・地震後、近所に火災が発生したとき。

みよし市は津波の心配がありませんので、土砂崩れや浸水の危険のある地域以外は、自宅周辺で火災が発生しなければ、直ちに避難する必要はありません。

(2) 避難の実施

地域支援者は、避難行動要支援者の安否確認後、避難が必要な状況にある場合は避難を開始してください。

- ・地域支援者の人手が足りないときは、近所の方たちに応援を頼みます。
- ・避難をする際には停電していても電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めておきます。

ブレーカーを落とすのは、停電が復旧した時に破損した電化製品やコードがショートして火災になるのを防ぐためです。

ガスはマイコンメーターにより自動的に止まり、ガス器具の点検まで終わってから復旧されますので、比較的安全です。

- ・非常持出袋を忘れないようにしてください。
- ・外出中の家族がいる場合、避難先のメモを玄関に置いておきます。

住宅に被害があるときは中に入ると危険なため、玄関の外にメモを貼っておきます。

(3) 避難経路

避難経路は、地震災害時は避難途中の余震による建物や塀の倒壊、斜面の崩落などを想定し、風水害時は道路の冠水や土砂災害を想定し、遠回りになっても危険の少ない経路を選んで避難します。

(4) 避難誘導

自主防災会、消防団、警察は避難経路の安全を確認し、避難者の安全確保と適切な避難誘導に努めます。

(5) 避難の手段

災害時の自動車での避難は、道路や避難所での混乱を招き、緊急車両や支援車両の通行の妨げになり被害が拡大するおそれがあります。そのため、原則として徒歩での避難となりますが、要配慮者の状態を考慮し、徒歩での移動が困難で車椅子やリヤカー等の搬送手段がない場合、災害の状況によっては自動車の利用も可能とします。た

だし、以下のことに注意してください。

ア 大雨のとき

冠水している道路の通行は避け、雨が強く前が見づらい場合は無理に運転を続けず、降雨が落ち着くのを待ってください。

イ 台風のとき

強風にあおられてハンドルを取られたり、道路に倒木などの障害物がある可能性があるので、運転には十分注意してください。

ウ 地震のとき

- ・震度5弱の場合、道路の損壊は極めて少なく、緊急車両の走行も少ないと想定されますが、道路の状況をよく確認しながら慎重に走行してください。また、自動車走行中の余震に注意してください。
- ・震度5強の場合、道路に亀裂等の被害が出たり、液状化現象が発生することがあり、安全な自動車走行が困難になる状況が想定されます。また、警察による交通規制がかかることがあり、緊急車両の走行の妨げにならないためにも、できる限り自動車は使用しないでください。
- ・震度6弱以上の場合、揺れや液状化により道路に相当の被害が発生し、交通が麻痺する可能性が高くなります。また、緊急通行道路を確保するため警察による交通規制がかけられますので、原則として自動車は利用できません。

6 避難所における支援

(1) 避難所への引継ぎ

避難所へ到着したら、避難所を運営している自主防災会に、配慮すべき事項を引継ぎます。

(2) 避難所運営における配慮

避難所においては避難行動要支援者に対して次のような配慮が必要です。

- ・視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声や文字での情報伝達に努めます。

支援物資の配布のお知らせを放送で流して、聴覚障がい者が気づかずに受け取れなかったり、情報を掲示板で周知するのみで視覚障がい者に伝達されなかったという事例が過去の震災であります。

- ・集団の中での生活が困難な者に対する生活空間の確保に配慮します。
- ・食料については、高齢者等に配慮したやわらかいものやアレルギー対応のされた非常食の確保に努めます。
- ・避難行動要支援者の情報が避難支援等関係者および地域支援者から避難所の運営責

任者へ適切な引継ぎがされるよう努めます。

- ・避難行動要支援者を医療機関や他の避難所等へ搬送できるよう、移送手段の確保に努めます。

(3) 福祉避難所の確保

市は、通常の避難所での避難生活が困難な要配慮者のための避難所として福祉避難所の確保に努めます。

現状では、市内の福祉避難所は県立三好特別支援学校のみです。

(4) 在宅の避難行動要支援者への支援

自宅の安全が確保されており、避難の必要のない在宅の避難行動要支援者についても不足する食料や生活用品があれば支援物資で調達する必要があります。

配布については避難所へ取りに来ていただくか自宅に届けることになりますが、避難行動要支援者への対応については、災害後の見守り活動と合わせて届けられるように配慮してください。

○関係マニュアル ※みよし市役所防災安全課ホームページからダウンロードできます。

自主防災会の役割について

『みよし市自主防災会活動マニュアル』

避難所運営について

『みよし市避難所運営マニュアル』

自主防災会が行う防災訓練について

『みよし市自主防災会防災訓練の手引き』

災害に関する知識、災害への備えについて

『みよし市防災マップ』

「みよし市避難行動要支援者支援マニュアル」は、今後の災害経験や訓練の成果、および新たな情報や関係者からの意見を反映させ、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを行います。

○改訂履歴

- ・平成 27 年 6 月 発行
- ・平成 28 年 4 月 改訂



みよし市避難行動要支援者支援マニュアル

発行日／平成27年6月

平成28年4月改訂

作成／みよし市 福祉部 福祉課

〒470-0295

みよし市三好町小坂50

電話 0561-32-8010

FAX 0561-34-3388

E-mail fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp